



# 島根県報

令和5年7月21日（金）

第 4 3 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（        ”        ）	3

### 【公 告】

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次島根県栽培漁業基本計画）の策定	（沿岸漁業振興課）	3
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	8
公共測量の終了	（        ”        ）	8

---

**告 示**

---

**島根県告示第506号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

出雲市多伎町奥田儀777-1、778-1、779、779-1、780、848-1、849、850-1から850-5まで、1112-1、1369-1

**2 指定の目的**

水源の<sup>かん</sup>涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第507号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

安来市広瀬町宇波1161、2307-3、2340-3

**2 指定の目的**

水源の<sup>かん</sup>涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広瀬町宇波1161・2307-3・2340-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

---

## 島根県告示第508号

令和5年島根県告示第230号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市朝山町仙山津戸1616-4	石飛 信太郎 佐々木 源之助 島林 啓吉
大田市朝山町仙山赤刈1641-36から1641-38まで、奥ノ廻1642-43	仙山生産森林組合
大田市朝山町仙山向ノ廻1651-6、1651-36	田中 弘隆
大田市朝山町仙山向ノ廻1651-38	森山 茂

## 島根県告示第509号

令和5年島根県告示第268号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町大谷883-21	松原 恒吉
仁多郡奥出雲町大谷1046-1	松原 太
仁多郡奥出雲町大谷1052	渡部 正之
仁多郡奥出雲町大谷1057	J Aしまね雲南本部 八川店舗
仁多郡奥出雲町大谷1058	水田 保吉
仁多郡奥出雲町大谷1064-5	武藤 明子

## 公 告

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、令和8年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県の沖合は全国的にも有数な好漁場となっており、多様な漁業が盛んに営まれ、県民に豊かな水産物を供給しています。

一方で、本県における水産物の生産量は減少傾向にあることから、適切な資源管理の実施とともに、種苗生産・放流・育成管理等により水産資源を積極的に増大させる栽培漁業の推進が重要となっています。

県では、「島根県農林水産基本計画」（令和2年4月策定）<sup>※注1</sup>において、沿岸自営漁業者の確保と所得の向上を目的として掲げており、重要魚種の種苗放流による積極的な資源造成を行うため、これまで、公益社団法人島根県水産振興協会（以下「水産振興協会」という。）を中心として、漁業者、漁業団体、市町村と一体となって、マダイ、ヒラメを中心とした栽培漁業を積極的に推進してきました。

今後の栽培漁業の一層の推進に当たっては、島根県栽培漁業センターの種苗生産能力の維持・向上、効率的な種苗生産・放流体制の確立、受益者による適切な費用負担の調整等の課題について、栽培漁業に携わる関係機関が連携協力して取り組むことが必要です。

本計画は、沿岸漁業の安定的な発展等を目的として制定された「沿岸漁場整備開発法」に基づき、国の栽培漁業基本方針<sup>※注2</sup>を踏まえ、沿岸自営漁業者の確保と所得の向上に向けて生産性の高い漁場環境を整えることを目指し、栽培漁業の効果的かつ効率的な推進を図るため本県が取り組む基本的な内容について、令和8年度を目標年度として策定したものであり、平成23年3月に策定した「島根県資源管理指針」及びそれに基づき漁業者自らが策定した「魚種別及び漁業種類別資源管理計画」<sup>※注3</sup>において自主的資源管理措置として取り組む種苗放流を後押しするものです。

## 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

### 1 漁獲管理との一体的な取組

水産資源は新たに生まれ、成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少します。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものです。

種苗放流は人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親の増大に貢献しようとするもので、放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に放流を継続するのではなく、資源管理の枠組みの中で、必要に応じ、関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や漁獲物の体長制限による親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を推進します。

### 2 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を実施している魚種は、資源評価を踏まえた放流効果の検証に努め、資源造成効果の高い対象種の検討を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を関係者で検討します。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進します。

また、栽培漁業の対象種の選定及び種苗生産から放流までの手法は、漁獲における収益性、生態系への配慮、技術開発の進捗状況、種苗生産・中間育成施設的能力等を踏まえて検討することとします。

なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重します。

### 3 広域種の推進体制

ヒラメやマダイ等、隣接県の地先をまたがる漁場で漁獲されている魚種については、関係する府県との共同調査や共同種苗生産体制の構築について検討します。

なお、ヒラメについては、「日本海中西部海域栽培漁業推進協議会」<sup>※注4</sup>に参画し、関係府県が連携・共同し、効率的な栽培漁業の推進について検討します。

### 4 地先種の推進体制

移動性の少ないアワビ類、マナモコ、カサゴ、キジハタ、クエ、アカアマダイ等、市町村及び漁業者自らが種苗放流をしている魚種については、水産振興協会の協力のもと、種苗の入手、中間育成の技術、放流効果の把握等の協力支援を実施するとともに、資源状況が十分に把握できていない魚種については、漁業実態調査等を進め、資源状況の解明に取り組み、資源維持増大に必要な対策を検討します。

### 5 放流の効果の把握と生物多様性等の保全への配慮

放流事業を行う場合には、地区ごとの漁獲量調査や市場等における放流魚の混入調査等により放流の漁業生産面における効果を把握するとともに、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果についても考慮します。

また、種苗生産や放流に当たっては、生物多様性<sup>※注5</sup>の保全に配慮するとともに、遺伝的多様性<sup>※注6</sup>に対する影響を低減するため、国が策定する技術的指針に沿った取組を推進します。

6 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給に資するという本来の機能に加えて、

- (1) 種苗の放流、育成等を通じた自然環境の保全
- (2) 水産資源の増加による遊漁や観光の振興等への貢献
- (3) 幼児・小学生等に自然環境や水産資源の学習の場を提供することによる教育等への貢献

などの多面的な機能を有しており、このような栽培漁業の持つ多面的な機能や効果について、広く県民に普及し理解を求めるよう努めます。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

県の海域において、種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、以下のとおりとします。

- 魚 類…マダイ、ヒラメ、アカアマダイ、キジハタ、クエ
- 貝類等…アワビ類、マナマコ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量等の目標

令和8年度における水産動物の種類ごとの種苗の放流数量及び放流時の大きさの目標は、次のとおりとします。

区 分	水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
魚 類	マダイ	500千尾	全長 50mm
	ヒラメ	300千尾	全長 50mm
	アカアマダイ	5千尾	全長 70mm
貝類等	アワビ類	300千個	殻長 30mm
	マナマコ	50千尾	全長 15mm

第4 放流効果実証事業<sup>※注7</sup>に関する事項

- 1 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物は、次のとおりとします。

魚 類…マダイ、ヒラメ

- 2 放流効果実証事業に関する魚種ごとの指標は、次のとおりとします。

種 類…マダイ

区 分	指 標
放 流 尾 数	500千尾
放 流 時 期	7月～8月
放 流 時 の 大 き さ	全長50mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長15cm以下の個体の再放流 網目の拡大等による未成魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う。
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果を取りまとめ、資料を関係者に配布するなど普及に努める。

種 類…ヒラメ

区 分	指 標
放 流 尾 数	300千尾
放 流 時 期	5月～6月

放流時の大きさ	全長50mm
育成の助長に関する	おおむね全長30cm以下の個体の再放流
協力の要請内容	網目の拡大等による未成魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う。
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果を取りまとめ、資料を関係者に配布するなど普及に努める。

第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

1 栽培漁業の推進のための技術開発の推進

種苗放流の対象種について、放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、さらには、未成魚の混獲防止等の一連の技術の開発を一体的に行うよう努めます。

種苗生産等における疾病等の発生及びまん延を防止するための技術及び設備の導入を推進し、種苗の生産及び中間育成の現場においては、疾病等の発生及びまん延を未然に防止できるよう、適切な飼育管理の徹底に取り組みます。

2 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、種苗放流の対象種の変更や放流手法の見直し等、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくために必要な技術の開発に努めます。

また、沿岸漁業の振興を図るため、移動性の少ない有用な水産動物の資源の増大を目的とした新たな種苗生産や放流の技術開発に取り組みます。

3 計画期間における解決すべき技術開発上の問題点及び技術開発水準の到達すべき段階は、次のとおりとします。

(1) 解決すべき技術開発上の問題点

魚種名	技術開発上の問題点
マダイ	放流技術、形態異常魚の発生防止
ヒラメ	放流技術、体色異常魚の発生防止、疾病対策
アカアマダイ	中間育成・放流技術
キジハタ	放流技術、疾病対策
クエ	放流技術、疾病対策
アワビ類	放流技術
マナマコ	種苗生産技術、放流技術

(2) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	令和3年度（基準年）における 平均的技術開発段階	令和8年度（目標年）における 技術開発段階
マダイ	E	E
ヒラメ	E	E
アカアマダイ	A	※ <sup>1</sup> C
キジハタ	A	※ <sup>2</sup> C
クエ	A	※ <sup>2</sup> C
アワビ類	E	E
マナマコ	A	B

※<sup>1</sup>C：種苗生産は行わないが、中間育成・放流技術の開発を行う。

※<sup>2</sup>C：種苗生産は行わないが、放流技術の開発を行う。

(注) 上記の技術開発の段階を示す符号は、以下の分類による。

A：新技術開発期

種苗生産の基礎技術開発を行う。

B：量産技術開発期

種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。

C：放流技術開発期

種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。

D：事業化検討期

対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

E：事業化実証期

種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

F：事業実施期

持続的な栽培漁業が成立する。

第6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- 1 放流効果の評価については、放流魚の直接的な漁獲による効果だけでなく、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味した効果の評価や、周辺産業に対する経済的波及効果等も踏まえた放流効果の評価にも努めます。
- 2 放流効果実証事業の対象魚種については、水産振興協会が中心となって、試験研究機関の指導又は助言を得て、必要な調査の実施に努めるものとします。また、水産振興協会が実施する市場調査等に、漁業関係者は、積極的に協力するものとします。
- 3 県は、放流効果実証事業から得られた結果を基に、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量等を次の放流計画に反映させ、適切な栽培漁業の進行管理に努めます。
- 4 県及び水産振興協会は、放流効果調査の結果を速やかに関係機関及び漁業関係者に周知します。

第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- 1 県及び水産振興協会は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び他の都道府県の関係機関はもとより、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の全国団体と緊密な連携を図るものとします。
- 2 県は、水産業改良普及事業及び試験研究事業を通じて、栽培漁業に関する技術の普及に取り組むとともに、栽培漁業の重要性や放流種苗の保護育成の必要性について、漁業者や遊漁者をはじめとして広く県民の理解と協力を得るため、関係団体と連携を取りながら啓発普及に努めます。
- 3 県は、栽培漁業の一層の定着、進展を図るため、種苗生産技術が確立し、かつ、放流による経済効果が実証された魚種については、関係漁業者による自主的な生産、放流へと誘導します。
- 4 県は、期待した効果が得られない魚種については、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に関する計画について、必要に応じて見直すこととします。
- 5 県は、国等で新たに技術が開発された魚種については、本県の海域特性や栽培漁業対象種としての適性を踏まえた上で、導入の検討を行うことにします。

[用語の説明]

※注1 島根県農林水産基本計画

令和2年度から令和6年度を計画期間とし、持続可能な農林水産業・農山漁村の実現に向けて、将来ビジョン及び計画期間の数値目標を明確に定めた上で必要となる取組の方針を示した基本計画

※注2 栽培漁業基本方針

「沿岸漁場整備開発法」の規定により、国は沿岸漁業の増進に資するため、おおむね5年毎に水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めて公表しなければならないことになっている。

また、都道府県が「栽培漁業基本計画」を策定する場合、国の基本方針の内容と調和するものであることが定められている。

※注3 魚種別及び漁業種類別資源管理計画

県が、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策（休漁や漁獲量制限、網目の拡大等）を策定した資源管理指針に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに、自主的に行う資源管理措置を内容として作成した計画

※注4 日本海中西部海域栽培漁業推進協議会

広域種の種苗放流による資源造成型の栽培漁業の取組を強化するために、都道府県、漁業協同組合（漁連）、栽培漁業関係法人が構成員となり、全国6つの海域に栽培漁業推進協議会を設立した。

（太平洋北、太平洋南、日本海北部、日本海中西部、瀬戸内海、九州）

※注5 生物多様性

あらゆる生物種と、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいう。生物多様性の保全のために、漁業においても水産資源の適切な保存や管理を行う必要があるとともに、遺伝的多様性等にも配慮した栽培漁業の推進に努めることが求められている。

※注6 遺伝的多様性

集団の遺伝子レベルにおいて、変化に富んでいる度合いをいう。海の魚は1尾当たりの産卵数が多く、少数の親魚から生まれた稚魚を放流した場合、遺伝的な偏りが指摘されているため、人工種苗を放流する際に天然に生息している遺伝的多様性を損なわないように、多様な遺伝的組み合わせを持った種苗を生産し放流する必要がある。

※注7 放流効果実証事業

水産動物の種苗の放流による経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年7月15日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

松江市本庄町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年7月11日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月21日



島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年4月20日から同年6月30日まで
- 3 作業地域  
安来市飯梨町外地内